

中・近世における小城下町の地域的展開

——美濃国土岐郡妻木を事例に——

梶 田 太 郎

I. はじめに

- (1) 問題の所在
- (2) 対象地域の概要
- (3) 研究方法

II. 美濃国における妻木の位置づけと妻木の推移

- (1) 近世初期における美濃の城・陣屋の分布
- (2) 中世から近世における妻木の歴史的変遷

III. 妻木小城下町の変遷

- (1) 中世における「堀之内」の景観
- (2) 近世初期における小城下町の景観
- (3) 妻木氏廃絶後の妻木

IV. 妻木小城下町の発展と窯業との関連性

- (1) 妻木の窯業の展開
- (2) 妻木氏の窯業振興と加藤氏の動向

V. おわりに

I. はじめに

(1) 問題の所在

近年の歴史地理学における城下町研究のなかに小城下町研究¹⁾があげられる。これは旧来あまり取り扱われなかった、領主が在城している1, 2万石程度の小藩の城下町や交代寄合格の旗本の陣屋町を対象として扱うものであり、藤岡²⁾や中島³⁾によって問題提起され、近年では渡邊⁴⁾、土平⁵⁾などの研究がみ

られる。

従来の小城下町研究において研究されている視点は主に2点あげられる。1点目は小城下町における計画性の限界についてである。小城下町は石高が通常の城下町よりも少ないことから、おのずと計画性に限界が生じる。居住地区における商農未分離の状態がその代表的な例であり、和泉国伯太の事例のように町屋地区が形成されず、商業機能を専ら付近の街村に依存していたと考えられるところさえみられる⁶⁾。

2点目はその成立基盤についてである。小城下町においては近世に入って新しく形成されることはごく僅かであり、そのほとんどが中世に城下町、市場町、寺内町などの機能をもっていた地域に、それを吸収したり継承したりするかたちで形成されている。この点については城下町、市場町を継承、吸収していった因幡国、伯耆国の陣屋町をとりあげた中林⁷⁾や、寺内町を解体し、吸収していった大和国田原本の陣屋町をとりあげた土平⁸⁾などの研究があげられる。ただ従来の研究では、近世の段階に視座が置かれており、中世から近世への変容についてはあまり言及されていない。小城下町、特に本稿でとりあげる東濃の小城下町は中世城館と関係しているため、中世に対する視座が必要であり、中世から近世へと連続してみる必要があると思われる⁹⁾。

キーワード：小城下町、堀之内、検地帳、窯業、妻木

また従来の研究で言及されているのは小城下町にみられる景観の特徴や小城下町を構成する集落の機能についてであり、集落内の居住者に目を向け、その社会的属性や動向について研究されたものは少ない。居住者の動向や社会的属性は領主の意図を反映するものと考えられ、それゆえ小城下町の考察を行ううえでは必要であると思われる。

以上をふまえ本稿では美濃国土岐郡妻木(現岐阜県土岐市妻木町)を事例に、中世から近世における小城下町の変容をとらえ、そのなかで領主の意図と小城下町の展開との関連性について考察を行いたい。そして最後に小城下町の展開過程における居住者の動向に注目し、居住者がどのような社会的属性をもち、いかに小城下町の発展に影響を与えていったのかを考察していきたい。

(2) 対象地域の概要

従来から指摘のあるように小城下町の分布は関東・近畿・東海地方に多くみられる。これは幕府がこれらの地域を政治的に重要な地域とみなし、意図的に小藩、旗本を配置した結果であると考えられる。そのため、従来の研究においても近畿、関東地方の研究が多くみられる。しかし東海地方に関しては研究が進んでいるとは言い難く、歴史地理学においては矢守の研究¹⁰⁾のみである。そのため本稿では対象地域を東海地方でも特に小城下町が卓越する美濃国に設定した。妻木の選定理由はⅡ章で後述する。

妻木(近世には妻木村)は美濃・尾張・三河の国境付近に位置し、北部以外は山地に囲まれた盆地となっている。妻木の中央部には妻木川が貫通しており、南部で東に蛇行しているが、これより南に小城下町がある(図1)。妻木の領主は14世紀中期に美濃国守護

土岐氏の一族である土岐明智氏が妻木を知行したことから始まるが、16世紀初期よりその支流である妻木氏が知行しており、近世初期には7500石の交代寄合格の旗本、万治元年(1658)に嫡流が廃絶した後も500石の旗本として幕末まで一貫して知行している。妻木には妻木城があるが、政治の中心はその山麓に立地する御殿屋敷とよばれる居館であった。この居館を中心として小城下町が形成されていた。またこの付近には妻木氏の菩提寺である崇禪寺や春日神社がある。

図2は明治12年(1870)作成の「岐阜縣内美濃國土岐郡妻木村之内字分切繪圖」¹¹⁾(以下「字分切繪図」という)をもとに妻木の小城下町周辺の地名と地割を復原したものである。御殿屋敷は字「御殿跡」に立地しており、この「御殿跡」と字「堀之内」が武家屋敷地区

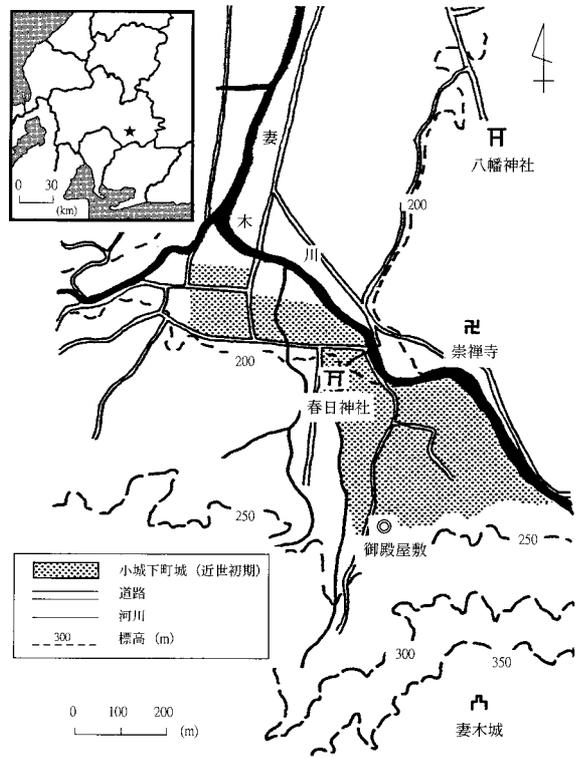


図1 研究対象地域

(10000分の1地図「土岐市図 No.3」をもとに作成)

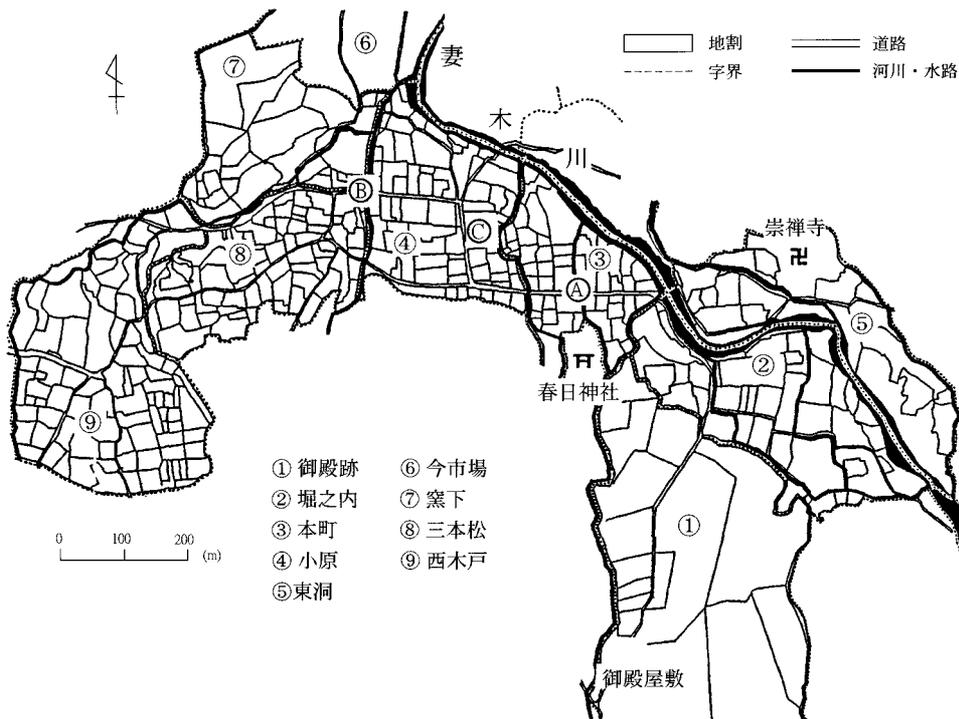


図2 明治12年(1879)における妻木の地名と地割

(「字分切絵図」(明治12年)より作成(本文注11)参照)。

注1) 図中A・B・Cは本文中の「道A・B・C」と対応する。

注2) 図中の番号①～⑨は字名をさす。

とみられる。町屋地区は字「本町」および字「小原」に相当すると考えられる。字「小原」の内には新町、横町など町屋に関係する地名がみられるためである¹²⁾。またこの他にも中世の市場に由来すると思われる字「今市場」や窯業に関連する字「窯下」といった地名がみられる。

(3) 研究方法

本稿の研究方法としてはさきにあげた「字分切絵図」と検地帳、名寄帳を使用し、対象地域の復原および考察を行っていく。なお、中世の復原に関しては直接的な史料が欠如しているものの、後世の史料より復原が可能である。具体的には地名、特に「堀之内」の地名に注目して考察を行う。一般的に「堀之内」という地名は中世に由来する地名であるとい

われているが、筆者も同じ見解に基づき考察を行ってみたい。

妻木に残存する検地帳および名寄帳は、まず全体にわたって記載されているものとして元和4年(1618)、元和7年(1621)、寛永2年(1625)の検地帳(史料1)¹³⁾、および正徳2年(1712)の名寄帳(史料2)¹⁴⁾が残存する。史料1は一筆毎に地名・等級・地目・面積・石盛・名請人が記載されている。また名請人の欄にはその名請人の在所や職業が記載されていることもあり、この史料からは近世初期における町屋地区に居住する名請人の数や名請人の職分や生業を知ることができる。なお、史料1には「堀之内」(武家屋敷地区)に関する記載がみられないため、武家屋敷地区の復原には使用できない。史料2も同じ形式で記載されているが、地名の欄、特に武家屋

敷地区にかつての居住者の名前が「〇〇屋敷」というかたちで記載されているものがみられる。この史料のほかにも武家屋敷地区に関連する史料としては、元治元年(1864)の名寄帳(史料3)¹⁵⁾と明治3年(1870)の名寄帳(史料4)¹⁶⁾が残存しているほか、明治後期に作成されたと伝えられる「妻木城主御屋敷並家中屋敷見取略図」(以下「見取略図」と略す)¹⁷⁾がある。これらの史料は時期が離れているが、史料2と同一の屋敷名が多くみられること、妻木氏廃絶後に多くの家臣が新しく居住したということは考え難いことより、武家屋敷地区の復原を行うのに適した史料であると判断した。史料2, 史料3, 史料4からは妻木氏廃絶以前の武家屋敷地区に居住していたものの名前が類推でき、「見取略図」と照合することができる。このことより、「見取略図」

は作製者が筆者と同様の方法を用いて作製した可能性が高く、武家屋敷地区を復原するに際して有効な史料であると判断できる。

以上の史料を用いて「字分切絵図」をもとに小城下町域の居住者の構成や武家屋敷地区の家臣団の配置について検討を行いたい。また居住者の動向については、残存している史料や寄進物、現地での聞き取り調査をもとに考察していきたい。

II. 美濃国における妻木の位置付けと妻木の推移

(1) 近世初期における美濃の城・陣屋の分布

図3は元和2年(1616)段階での美濃国の城および陣屋の所在地を示したものであるが、西濃(濃尾平野)と東濃(おもに土岐郡・

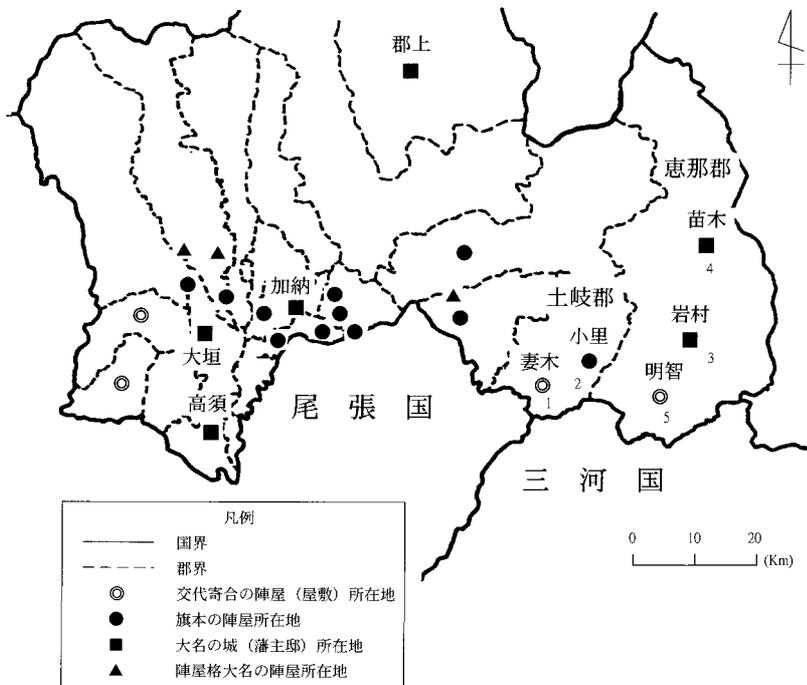


図3 美濃国の城・陣屋の分布(元和2:1616年)

(『日本歴史地名大系 特別付録轉製二十万分一図復刻版岐阜縣全図』をもとに、元和2年「美濃国村高領知改」を用いて作成)
 注1) 所在地の比定は『角川地名大辞典21 岐阜県』、『日本歴史地名大系21巻 岐阜県の地名』をもとに行った。
 注2) 番号は表1に対応する。

恵那郡)では分布に差異がみられることがわかる。まず西濃であるが、5万石以上の城持ち大名が加納・大垣・高須と3藩あり、その他は陣屋格大名¹⁸⁾および旗本(交替寄合を含む)の陣屋が各地に分布している。この地域の特徴としては、これらの城、陣屋の領主のほとんどが美濃国外から入封、もしくは美濃国内の転封によるものであることがあげられる。先にあげた3藩については全て新規の譜代の大名であり、旗本領に関しても旧領安堵されているのは交替寄合の竹中氏のみである¹⁹⁾。これは西濃の諸将の多くが関ヶ原の戦の際に西軍に属し、その後除封されているためであると考えられる。このように西濃では新規の大名、旗本が多い。そのため陣屋についても所領安堵後新しく設置されたものが多く、少なくとも中世城館を利用した陣屋町は形成されなかったものと考えられる。たとえば各務郡(現・岐阜県各務ヶ原市)にある新加納陣屋は、坪内氏の入封に伴い新規に設置されたものであり、中世城館を利用したかたちで設置されたものではない。また同郡にある更木陣屋(徳山氏)も同様である²⁰⁾。

一方東濃は最大で岩村藩の2万石であり、小藩の大名で構成されていることがわかる。しかし、旗本領に関しては最小でも小里氏の2300石であり、比較的石高の大きな旗本領のみが存在している。また、西濃が新規の大名、旗本が多いのに対し、東濃では岩村を除く全ての大名、旗本が旧領を安堵されている。表1にみられるように関ヶ原の戦のとき、東濃は西軍側の田

丸氏、川尻氏によって占められていたが、戦後は小里氏、遠山氏のように旧領を安堵されている²¹⁾。さらに旗本の妻木氏、明智遠山氏は交替寄合格となっており²²⁾、きわめて在地性の強い領主であったことがわかる。そのため、城や陣屋も新規につくられることなく、中世の城をそのまま使用したり、跡地を利用して陣屋を設置している。以上の点より東濃を対象地域に設定し、そのなかでも特に在地性が強いと考えられる妻木をとりあげる。

(2) 中世から近世における妻木の歴史的展開

妻木の知行に関する史料の初出は暦応2年(1339)である。このとき美濃国守護土岐氏の一族である土岐明智氏が支配しており、同年に足利直義から安堵状が出されている²³⁾。土岐明智氏は文和元年(1352)に妻木城を築城したといわれ²⁴⁾、また文和3年(1354)には崇禅寺を開基したという²⁵⁾。

このように土岐明智氏は妻木を拠点として活動していたことがうかがえるが、その後同族間の相論などもあり²⁶⁾、16世紀初期までに

表1 中世後期から近世初期の東濃における領主の変遷

	1	2	3	4	5
	妻木城 妻木氏	小里城 小里氏	岩村城 遠山氏	苗木城 遠山氏	明智城 遠山氏
1560年	妻木氏	小里氏	遠山氏	遠山氏	遠山氏
1573年			武田氏		武田氏
1574年			河尻氏		遠山氏
1575年			森氏		森氏
1582年		森氏	森氏		
1583年				森氏	
1599年				川尻氏	
1600年2月		田丸氏	田丸氏		田丸氏
1600年9月以降	妻木氏 (旗本・交代寄合)	小里氏 (旗本)	松平氏 (岩村藩)	遠山氏 (苗木藩)	遠山氏 (旗本・交代寄合)
(石高)	7500石*1	2300石*2	20000石	10500石	6700石

*1: 1658年より500石に縮小
注) 番号は図2と対応する。

*2: 1623年に廃絶

(『角川地名大辞典21 岐阜県』、『日本歴史地名大系第21巻 岐阜県の地名』より作成)

は勢力が衰退したものと考えられる。

土岐明智氏のあと妻木の領主となったのは支流の妻木氏である。妻木氏がいつ頃から妻木を支配していたかは明確ではないが、妻木氏の史料での初出が天文2年(1533)であることから²⁷⁾、16世紀中期には領主であったと考えられる。

表1からもわかるように、東濃では16世紀中期より武田氏や織田氏の侵攻を受け、城主が大きく変遷している。しかし『寛政重修諸家譜』によると、妻木氏に関しては妻木貞徳が「織田右府に仕へ、馬廻りの役を勤め」ており、本能寺の変後「采地を頼忠にゆづり、その身は美濃国妻木村に閑居」している²⁸⁾。そしてその子である妻木頼忠も「父が譲をうけて美濃国の采地に住す」とあり、妻木に居住しつづけていたことがわかる。妻木氏は本能寺の変後は織田信長家臣であった森氏の配下となっており、天正11年(1583)には森長可から妻木村および周辺地域を安堵されている²⁹⁾。森氏は慶長5年(1600)2月に信濃国川中島に転封されており、代わりに田丸氏が入封しているが、このとき妻木氏は森氏に同行せず妻木にとどまり、徳川家康に従属している³⁰⁾。関ヶ原の戦では東軍に属し、西軍に属した田丸氏と戦い戦功をあげている。そしてこの戦功により慶長6年(1601)に妻木の旧地を安堵され、元和9年(1623)に妻木村ほか土岐郡に7500石を知行し、交替寄合格の旗本に列している。

このように妻木は中世より一貫して妻木氏の領地であったが、万治元年(1658)に3代頼次が死去し、後嗣なく嫡流は断絶している。しかし妻木は「先

祖の旧知」であるという理由で、頼次の弟の幸廣(上郷妻木氏)と、一族の重直(下郷妻木氏)の相給となっており(図4)³¹⁾、そのまま幕末に至っている。また、この時より妻木氏は江戸定住となり、妻木は代官支配となっている。

以上、妻木の領主の変遷をみてきたが、本稿では時期を3つに区分し考察を行う。すなわち第1期は妻木城の築城など小城下町の基礎ができていった16世紀中期まで、第2期は16世紀後期から関ヶ原の戦以降交替寄合格の旗本に任じられ所領が安定し、小城下町が発展していったと考えられる万治元年までである。そして第3期は万治元年以降の、領主の江戸定住に伴う小城下町の衰退期である。次章ではこの3つの時期ごとに小城下町の変遷について考察を行いたい。

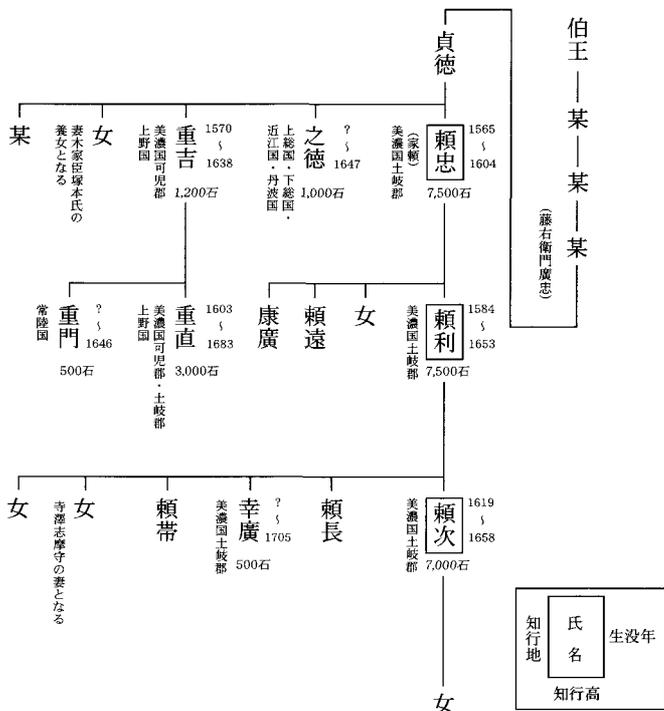


図4 妻木氏の系図

(『寛政重修諸家譜5』より作成)

注) □ で囲ったのが妻木氏の嫡流である。

(現愛知県春日井市)にある内々津妙見宮の分社であり、小牧長久手の戦の際妻木氏が焼失させたものを天正17年(1589)に妻木に勧請したものである³³⁾。春日神社は本町の南端に位置しており、堀之内の範囲内に意図的に配置したものと考えられる。このように16世紀後期から17世紀初期にはまだ堀之内はある程度残存していたものと思われる。

一方、16世紀後期から家臣団の集住が進み、さらに武家屋敷地区と町屋地区との分離がおこってきたものとみられる。「見取略図」によると武家屋敷地区の最北端には「大門」といわれる門がみられる。この門は町屋地区との境界となっており、両地区が区分されていたことがわかる。

まず武家屋敷地区であるが、この地区は図2の字「堀之内」、字「御殿跡」に相当し、御殿屋敷を中心として家臣屋敷が集中して立地している。図6は「見取略図」を基図とし、史料2・史料3・史料4において「〇〇屋敷」と苗字で屋敷の跡が記載されているものを武家屋敷居住者とみなし、これを対応させて作成したものである。この図の配置をもとに家臣団の構成についてみていく。家臣の構成を知る手掛かりとして寛永年間(1624~1643)に作成された「紀州妻木文書」³⁴⁾がある。これは天正年間(1573~1591)から関ヶ原の戦までの妻木氏の戦功などを記したものであり、この中に妻木氏の家臣として日東・安藤・那須・土本・中垣・土屋・加藤の7氏がみられる。これらの家臣のなかでも日東・中垣・那須の3氏は大将として記載されており、上級の家臣であったことがわかる。この文書に記載されていない家臣についてもいくつかの家臣の素性を知ることができ

る。妻木氏の系図(図4)では妻木頼利の娘が家臣塚本氏の養女となっており、塚本氏が領主と姻戚関係をもつ上級の家臣であると考えられる。以上にみてきた家臣の居住地は図6では加藤氏を除き、妻木川から引かれている水路の内側に居住している。特に上級家臣と思われる塚本氏や日東氏はより御殿屋敷に近いところに居住しており、家臣団の居住には一定の階層性がうかがえる。なお、水路より外側の武家屋敷地区は「片町」といわれる。これは水路より内側の武家屋敷地区に対して外側(片側)に立地するという意味であり、水路より内側の武家屋敷地区がつくられたあとにできた箇所であると考えられる。そのため片町の居住者は、内側に比べて格式の低い新参の家臣が居住していたものと思われる。

次に町屋地区についての考察を行いたい。町屋地区は図2の字「本町」、字「小原」に相当するが、まず図2にみられる町屋地区の景

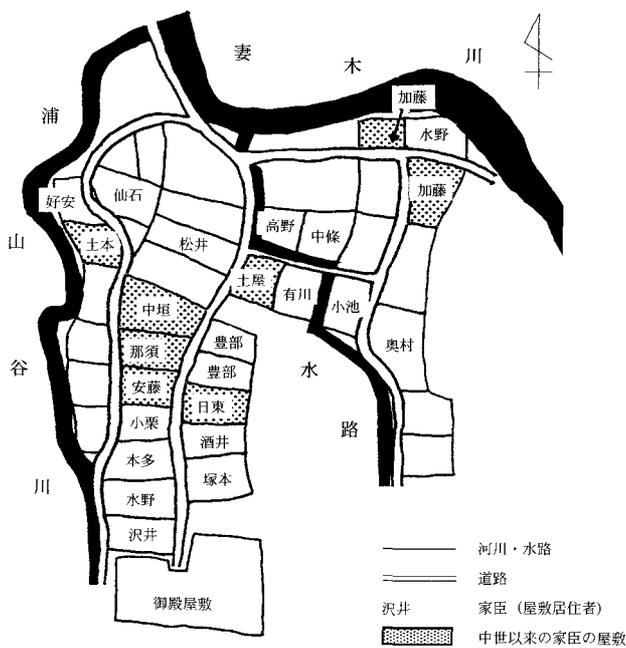


図6 家臣団の配置

(「見取略図」より作成) 注) 原図が絵図であるため縮尺は省略した。

観について述べておく。町屋地区は主に2つの道によって形成されている。1つは武家屋敷地区と接続し、東西にのびる道（道Aとする。図中A）であり、もう1つは今市場を縦断する道と接続し、東西にのびる道（道Bとする。図中B）である。この2つの道は並行しており、小原内にその両道を接続する南北の道（道Cとする。図中C）がある。これらの道が主道となって両側町が形成されている。ただし短冊型の地割とは言い難く、一筆毎の面積も統一性に欠けている。これは中世よりその場に居住していたものが、そのまま残って居住したため、一軒ごとの面積に統一性が見られないものと思われる。

検地帳類にみられる町屋地区の記載は史料1からみられる。ここでは町屋地区は「町」とのみ記載されており、名請人の居住地として全てで21名の名請人がみられる。検地帳の性格上、これが町屋地区居住者すべてを示すとはいえないが、史料1の時点である程度町屋が形成され、集住も進んでいたものと考えられる。

職業構成については、史料1からは紙屋・紺屋・桶屋・畳屋・大工の職業がみられる。これらは城下町の生活を支える生業であり、町屋地区内に居住地を構え、町を構成する存在であったものと考えられる。このように町屋地区にはある程度商人・職人が居住していたものといえるが、一方それ以外の居住者もみられる。検地帳の町に居住する名請人のなかには「御あらしこ」や「牢人」というように商工業とは直接関係をもたない職名もみられ、商人・職人以外の居住者の存在も確認できる。この内「あらしこ（嵐子、荒子）」は下級の武士について用いられた名称であり、下級武士が町屋地区に混住していたことがわかる。また居住地は特定できないものの、「かち（徒歩）」、「御鉄砲衆」、「御中間」といった下級武士の記載もみられる。つまり先にみたように上級、中級の武士に関しては武家屋敷地

区に居住し、町屋地区の住民と区分をされていたが、下級武士は居住区に対して特に規制がなく、そのため町屋地区で町人と混住する形態がみられたと推測できる。これも短冊型の地割が形成されなかったことと同様、中世以来の形態が残存したものと考えられる。

次に史料2からうかがえる町屋地区の様子についてみてみたい。史料2は正徳2年(1712)のものであるため、町屋地区に関する地名が妻木氏配絶後にできた地名であるとも考えられるが、すでに耕地化されていること、廃絶後に町屋地区が拡張したとは考えがたいことから近世初期の地名であると判断した。史料2では史料1でみられた「町」の記載は見当たらない。そのかわり、町屋地区を表す地名であると考えられるものとして「本町」「新町」という記載がみられる。本町は道Aの両側町であり、「字分切絵図」と同一の場所を示している。新町は「字分切絵図」ではみられないが、道Bの両側町であったといわれている(図7)。また、道Cには「横町」といわれる町屋が形成されていたといわれている³⁵⁾。このように町屋地区では地名の変化がみられるが、これは新たに横町、新町が形成されたことにより、今まで「町」と呼ばれていたところが本町と呼ばれるようになったものと考えられる。

以上第2期の小城下町について武家屋敷と町屋地区について考察を行ってきた。このほか当時期の注目すべきこととして御殿屋敷付近に妻木氏の御用窯が築かれている点があげられるが、この点については次章で考察する。

(3) 妻木氏廃絶後の妻木

妻木氏は万治元年に廃絶し、小城下町は上郷妻木氏の支配となった。上郷妻木氏は江戸定住となり、小城下町も上郷妻木氏の代官支配となっている。史料2では小城下町の耕地化が顕著にみられ、武家屋敷地区では御殿屋敷を除く屋敷の大半が田畑となっている。ま

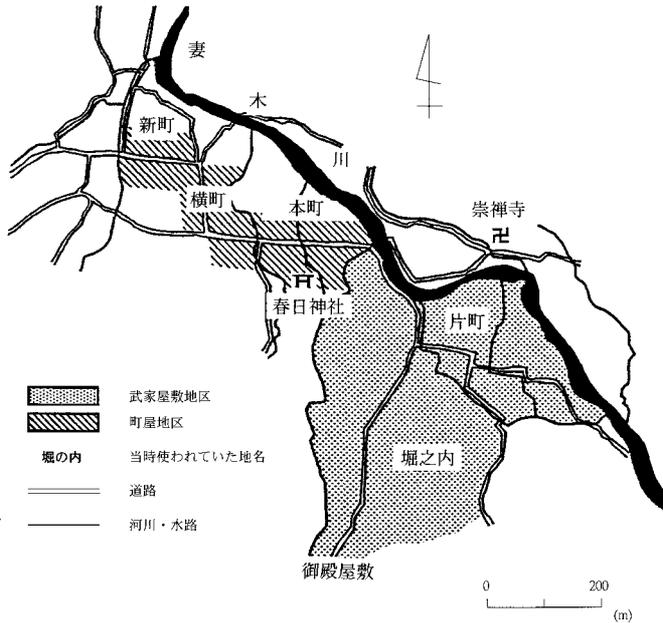


図7 近世初期の妻木小城下町

(「字分切絵図」をもとに「元和4(1618)年、元和7(1621)年妻木村検地帳」,
「正徳2(1712)年妻木村高寄反別帳」を使用して作成)

た、町屋地区でも武家屋敷地区に近接している「本町」では耕地化が顕著にみられる。このように第3期は小城下町としての景観が完全に消滅していることがわかる。

次に廃絶後の家臣団の動向についてみていきたい。家臣団のなかで妻木を離れ、近隣の藩に仕官した家臣として水野氏があげられる。水野氏は時期は不明であるが、水野兵右衛門のときに苗木藩(美濃国恵那郡)の鷹匠として抱えられ、子の水野甫積が医師となり代々苗木藩の藩医となったとされる³⁶⁾。

妻木に残り、庄屋をしていたものとして日東氏と那須氏があげられる。この両者は中世以来の旧臣であり、近世初期には御殿屋敷付近に屋敷地を構えていた。妻木氏の断絶後は新町に屋敷をもち、幕末まで同地で庄屋を勤めている³⁷⁾。このようなかたちで妻木では領主である妻木氏が江戸定住になっても、中世からのつながりが残存していったものと考えられる。

このほかに妻木村内に土着した家臣として、陶工をしている加藤氏と土本氏があげられる。この両者も中世からの家臣であるが、近世初期においては御殿屋敷から比較的にはなれたところに屋敷地をもっており、特に加藤氏に関しては片町に屋敷を有している。この点については次章で考察する。

IV. 妻木小城下町的发展と窯業との関連性

(1) 妻木の窯業の展開

妻木氏の断絶後に加藤氏や土本氏が陶工をしているということは、窯業が妻木に産業として根付いていたことを示唆する。そこでまず妻木の窯業の展開についてみておきたい。

妻木をはじめとする東濃は良質な陶土に恵まれた地域であり、古くから窯業が行われており、妻木にも平安時代のもつとみられる窯跡が存在する。しかしこの時期の東濃の窯業はそれほど盛んではなく、東海地方における窯業は専ら尾張国瀬戸(現愛知県瀬戸市)がその中心的な地域であった。

東濃で窯業が盛んになってくるのは15~16世紀以降である。この時期は「瀬戸山離散」³⁸⁾とよばれる陶工の移動により、当時東海における窯業の先進地であった瀬戸から「古瀬戸」とよばれる施釉陶器³⁹⁾が導入されており、それが要因の1つとしてあげられる。妻木もその例外ではなく、古瀬戸系施釉陶器を焼成した窯跡が村内に2基みられる(図8)。また妻木にはこのほかにも瀬戸の陶工衆によって創業されたと伝えられる窯跡が1基ある⁴⁰⁾。

以上のように妻木には16世紀後期までに窯業に関する基盤が成立していたことがうかがえる。

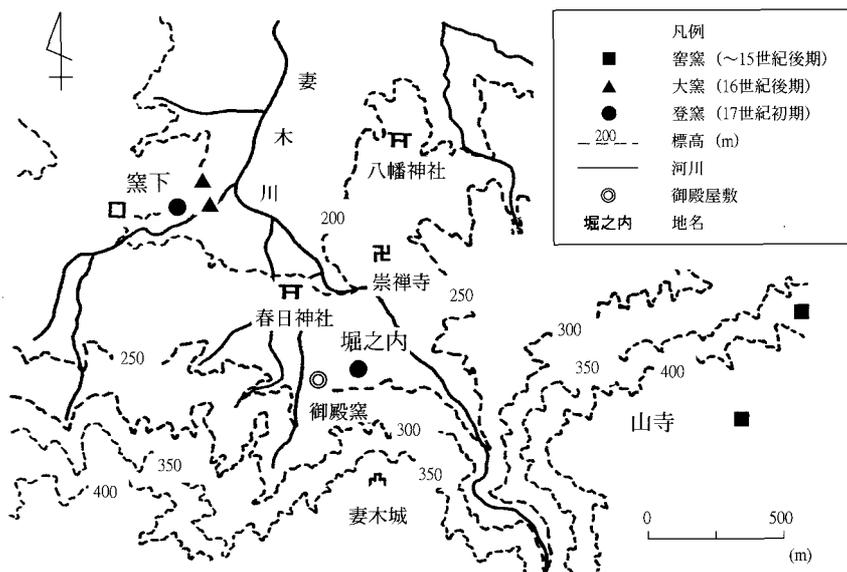


図8 中世から近世初期における妻木の窯の分布

土岐市埋蔵文化センターの窯跡の分布調査および同センターへの聞き取りにより作製。

注1) 白抜きは古瀬戸系施釉陶器を焼成していたものをさす。

注2) 地名は「字分切絵図」による。

(2) 妻木氏の窯業振興と加藤氏の動向

妻木の窯業は16世紀後期以降の妻木氏の窯業の振興によって一層の進展をみせる。その主なものとして瀬戸の陶工であった加藤氏に対する保護があげられる。加藤氏の祖先は瀬戸の施釉陶をはじめたとされる加藤四郎左衛門景正であり、鎌倉時代より窯業に関わってきた一族であるといわれる⁴¹⁾。加藤氏は加藤市左衛門景光の時に土岐郡久尻村（現土岐市泉町久尻）に移住しており、天正11年には久尻村に窯を築いている⁴²⁾。このように加藤氏は東濃に入ってきたのだが、妻木氏と加藤氏との関係が密接になるのは景光の子息である加藤四郎左衛門景延と、その次の代の加藤太郎右衛門景重の代であった。この両者と妻木氏との関係、および妻木の窯業との関連についてみていきたい。

加藤氏の経緯を知る史料として、「瀬戸大竈焼物並唐津窯取立之来由書」⁴³⁾（以下「瀬戸大窯来由書」と略す）がある。「瀬戸大窯来由書」

によると、加藤景延は「加之武威之譽モ有之、以テ彼是妻木城主ヨリ令爲受領ヲ給テ」とあり、妻木氏の家臣に編入され、従軍して知行が与えられていることがわかる。また、加藤景重も「石田方田丸一亂之時節、敵討捕高名手柄有之、御褒美ニ五拾三屋敷地、妻木様ヨリ御自筆書付被下」とあり、景延同様妻木氏の家臣団に編入されていることがわかる。このように加藤氏は16世紀後期に妻木氏の家臣団に編入され、妻木氏との関係を深いものにしていく。加藤氏が家臣団に編入された理由は妻木氏の窯業振興のためであると考えられる。次に17世紀初期の加藤氏の動向を「瀬戸大窯来由書」よりみてみたい。

加藤景延が妻木をはじめとする東濃の窯業に画期的な影響を与えたのは、当時新式の窯であった「登窯（のぼりがま）」⁴⁴⁾を九州より導入したことである。その経緯について「瀬戸大窯来由書」では九州唐津より土岐郡に来ていた浪人衆・森善左衛門が加藤景延と交流

をもち、その縁で唐津に赴き登窯の技術を習得し、窯を久尻元屋敷に築いたと記載されている。以上の出来事は「瀬戸大窯来由書」に時期が記載されていないため正確な年代はつかめないものの、発掘調査により景延の築いた登窯が慶長中期（1605年頃）に築かれたものとされている⁴⁵⁾ことから、16世紀後期から17世紀初期のことであると考えられる。

「瀬戸大窯来由書」には以上のように記載されているが、景延の登窯導入に妻木氏が関与していたものとみられる。妻木氏の系図（図4）をみると妻木貞徳の娘が寺澤志摩守広高に嫁いでいることがわかる。寺澤志摩守広高は当時窯業の先進地であった唐津藩の藩主であり⁴⁶⁾、そのため妻木氏は領内の窯業の振興のため、また円滑に登窯が導入できるよう姻戚関係を結んだものと考えられる。このように加藤景延は妻木氏の家臣にまず編入され、それによって妻木氏の庇護のもと唐津に赴き登窯を妻木領内に導入したものとみられる。

加藤景重は景延の子息であり、妻木の陶祖とされている。景重は先述のとおり関ヶ原の戦いで戦功をあげその褒美として屋敷地を与えられているが、この屋敷地は『妻木町史』によると片町に比定されており⁴⁷⁾、図6にも加藤姓の屋敷が片町にみられる。景重はこの後陶工として活動しており、元和7年（1621）に妻木氏の命により御殿屋敷付近に御殿窯といわれる妻木氏の御用窯を築き、江戸城西丸御書院の屋根瓦を焼成している。そしてこの功により御蔵米1石を下賜され、「天下一筑後窯」の銘を与えられている⁴⁸⁾。また景重は崇禅寺や八幡神社など妻木氏、妻木村にゆかりの深い寺社に香炉や鬼面などを寄進しており⁴⁹⁾、地域とのつながりをより強固なものにしている。

また、妻木村以外の妻木氏の領内でも妻木氏の窯業振興を示す史料がみられる。妻木村に隣接する笠原村（現岐阜県土岐郡笠原町）

には、近世初期に可見郡大平・大萱（現岐阜県可見市）の陶工が妻木氏の保護をうけ笠原に移住し、窯を築いたとされる史料が残っている⁵⁰⁾。当時大平・大萱は尾張藩付属の木曾衆の知行地であり、妻木氏は他領より陶工を呼び寄せ領内の窯業を発展させようとしたものと考えられる。

このように加藤氏は妻木氏の窯業振興の一環として家臣団に編入され、妻木の窯業の発展に関与していたことがわかる。このことは小城下町内部にもあらわれてきており、先述のとおり景重の屋敷は片町に存在しており、陶工であるにもかかわらず家臣団の一人として武家屋敷に居住している。また、御用窯である御殿窯は御殿屋敷付近に立地しており、他の窯と区別されている（図8）。この窯は17世紀初期につくられており、他の窯に比べて規模が小さく、少量生産のための窯であり、献上品などを焼成した窯であるといわれている⁵¹⁾。このような特殊な窯が武家屋敷地区内につくられているということは御用窯の優位性を示すために意図的につくられたものであると考えられる。

以上のように妻木の小城下町は窯業の発展と関連性をもちつつ発展しており、堀之内から近世小城下町への変革期において妻木氏が窯業と結びついた地域形成をしていったことがうかがえる。

V. おわりに

本稿は中世城館を踏襲した小城下町の事例として美濃国土岐郡妻木をとりあげ、中世から近世における小城下町の変遷をみてきた。中世における妻木では御殿屋敷を中心とする堀之内が存在した。妻木の近世の小城下町はこの堀之内を基礎として形成されていた。つまり妻木では領主の変遷がなかったこともあり、堀之内が完全に消滅することなく、近世に小城下町として発展しつつも引き続き残存していったものと考えられる。

妻木の近世の小城下町については武家屋敷地区と町屋地区とに分けられるが、両者とも「堀之内」内につくられている。この両地区は門によって区分されており、このうち武家屋敷地区は御殿屋敷付近に上級家臣が居住するといった居住の分離がみられ、その計画性の一端がうかがえる。一方町屋地区は「堀之内」の外にまで拡張した形跡がみられ、近世に小城下町が発展していったことを示しているが、町屋地区に下級武士と商人・職人の混住がみられるなど、完全に居住分離がなされたわけではなかった。またこのような小城下町の発展に伴い、中世の「堀之内」の空間認識は薄れていったものと考えられる。

さらに本稿では小城下町の居住者に注目し、居住者の動向と社会的属性が小城下町の発展に与えた影響について考察を行った。中世後期に妻木氏の家臣団に編入された加藤氏は、瀬戸の陶工の出自であった。加藤氏の家臣団への編入の背景には妻木氏の窯業振興があり、加藤氏の動向は妻木氏の意図と深く結びついたものであった。この影響は小城下町にも反映されており、御用窯が武家屋敷地区にみられたり、陶工が武家屋敷地区に居住するということによって窯業と関連性をもって小城下町が形成されている。このように中世後期から近世初期における居住者の動向が、小城下町の発展に少なからず影響を与えていたことがうかがえた。

本稿では東海地方に多く散在する小城下町をとりあげ、その特徴を解明してきたが、東海地方の地域性を解明するには小城下町相互の関係、また、東海地方の中心であり、大藩であった尾張藩との関係について検討する必要がある。そのためには居住者の社会的属性のほか、小城下町の経済機能の解明およびその中心性について検討する必要があるが、本稿ではそれを解明するうえで必要な町屋地区の考察が、史料の制約上不十分であった。こうした点は今後の課題としたい。

(島根大学大学院・院生)

〔付記〕

本稿の作成にあたって、島根大学法文学部地理学研究室の松杉力修・田坂郁夫・川久保篤志各先生に終始御指導頂きました。また、妻木八幡神社禰宜の黒田正直氏をはじめとする妻木城址の会の皆様には色々有意義なご助言を頂きました。聞き取りや史料の閲覧に関しては土岐市妻木町の皆様をはじめ、土岐市市役所西部支所および、土岐市埋蔵文化センターの中篤茂氏、土岐市図書館の皆様にご協力頂きました。以上記して御礼申し上げます。

本稿は1999年度島根大学に提出した卒業論文を加筆・修正したものである。本稿の骨子は2000年度島根地理学会・地理科学学会合同大会で発表した。

〔注〕

- 1) 本稿では従来の小城下町・陣屋町の名称を一括して「小城下町」と称する。なお「小城下町」の名称については渡邊の定義がみられるが、本稿ではその定義を用いない。本稿では中世との関連性を念頭におくため、特に近世以降の領主居館に使用される「陣屋町」では適当ではないと考え、「小城下町」と称することとした(渡邊秀一「小城下町研究の問題点と可能性」, 立命館地理学 9, 1997, 55~66頁。)
- 2) 藤岡謙二郎「山間盆地の小藩の陣屋町」, 『増補版日本歴史地理序説』, 塙書房, 1982, 250~267頁。
- 3) ①中島義一「一万石大名の城下町(第1報)」, 新地理10-2, 1962, 1~15頁。②同「一万石大名の城下町(第3報)その1」, 新地理13-1, 1965, 73~81頁。③同「一万石大名の城下町(第3報)その2」, 新地理13-3, 1965, 28~38頁。
- 4) 渡邊秀一「山間小城下町の地域構造一備中国川上郡成羽の場合一」, 歴史地理学40-3, 1998, 23~38頁。
- 5) 土平博「大和国田原本陣屋町の地域構造」, 歴史地理学155, 1991, 1~21頁。
- 6) 大越勝秋「泉州伯太陣屋村の研究」, 地理学評論35-9, 1962, 31~39頁。
- 7) 中林保「近世鳥取藩の陣屋町」, 人文地理26-

- 4, 1974, 86~102頁。
- 8) 土平論文, 前掲5) 1~21頁。
 - 9) この点について松本は近世の烏山城下町や高取城下町のような「小規模城下町」を事例にあげ、「根小屋」様式などの中世的遺制に注目した「変様式城下町」の研究を行っている。(松本豊寿「近世城下町の前代的遺制に関する都市域構造上の諸問題」、『城下町の歴史地理学的研究 増訂版』, 吉川弘文館, 1971, 231~257頁。)
 - 10) 矢守一彦『幕藩社会の地域構造』, 大明堂, 1970, 192~211頁。
 - 11) 「岐阜縣内美濃國土岐郡妻木村之内字分切繪圖」, 明治12(1879)年, 妻木八幡神社蔵。この絵図は字ごとにわかれており, 土地利用が彩色で示されている。このほかに地番と一筆毎の面積が書き記されている。なお復原に際し, 「字分切繪図」には字「御殿跡」が紛失していたため明治期に作成された地籍図(多治見市法務局蔵)を使用した。
 - 12) 日東泉之進『岐阜県土岐郡妻木町史』, 土岐郡妻木村役場, 1931, 188~202頁。
 - 13) ①「元和4年妻木村検地帳」, 妻木八幡神社蔵。②「元和7年妻木村検地帳」, 妻木八幡神社蔵。③「寛永2年妻木村検地帳」, 妻木八幡神社蔵。この3つの検地帳は一連のものとなっており, 元和4年および元和7年の前半部が田地, 元和7年の後半部が畑地の記載, 寛永2年がその増加分となっている。
 - 14) 「妻木村高寄反別帳」, 正徳2(1712)年。妻木八幡神社蔵。
 - 15) 「本田定引先年永川引方名寄高帳」, 元治元(1864)年, 妻木八幡神社蔵。この名寄帳は河川になるなどで年貢の引かれた土地が記載されている。
 - 16) 「妻木傳兵衛御知検見下書堀之内田畑惣百姓名寄高帳」, 明治3(1870)年, 妻木八幡神社蔵。武家屋敷地区の田畑についての名寄帳である。
 - 17) 日東泉之進「妻木城主御屋敷並家中屋敷見取略図」, 妻木八幡神社蔵。
 - 18) 陣屋格大名について矢野は「一万石級の城主格には属さない大名」と規定しているが, 本稿でも同様の意味で使用する。(矢野司郎「陣屋町の形態と構造について—近江高島郡大溝陣屋の場合—」, 歴史地理学紀要31, 1989, 153~168頁。)
 - 19) 高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編『新訂寛政重修諸家譜 第6』, 続群書類従完成会, 1964, 302~308頁。
 - 20) ①各務ヶ原市教育委員会編『各務原市史通史編 自然・原始・古代・中世』, 各務ヶ原市, 1986, 831~844頁。②各務ヶ原市教育委員会編『各務原市史通史編 近世・近代・現代』, 各務ヶ原市, 1987, 25~29頁。
 - 21) 小里氏, 遠山氏は織田氏の侵攻の際, 城を追われて徳川家康の元に身を寄せている。そして関ヶ原の戦いの際には東軍として田丸氏の本拠である岩村城を落としており, その功によって旧領を安堵されている。
 - 22) 平山敏治郎「参勤交代する旗本」(藤野保編『論集幕藩体制史 第1期第5巻 旗本と知行制』, 雄山閣, 1995), 489~502頁。
 - 23) 岐阜県編『岐阜縣史史料編 古代・中世四』, 岐阜県, 1984, 879頁。
 - 24) 『岐阜県土岐郡妻木町史』, 前掲12) 4~8頁。このなかで妻木城の成立時期を文和元(1352)年と述べている。
 - 25) 『岐阜県土岐郡妻木町史』, 前掲12) 37~38頁。「崇禪寺開基由緒之事」, 享保6年(1721)
 - 26) 『岐阜縣史史料編 古代・中世四』, 前掲23), 843頁。
 - 27) 「間唱過去帳」, 妻木八幡神社蔵。天文2(1533)年に「妻木佐渡守御父」とみられるのが初見である。
 - 28) 高柳光寿・岡山泰四・斎藤一馬編『新訂寛政重修諸家譜 第5』, 続群書類従完成会, 1964, 278~286頁。
 - 29) 「妻木伝兵衛宛森長可知行状」, 妻木八幡神社蔵。「紀州妻木文書」所収。安堵された土地は妻木の他に柿野・楚義・細野・駄知(以上現岐阜県土岐市)・高田六郷(現岐阜県多治見市周辺)となっている。
 - 30) 土岐市史編纂委員会編『土岐市史1』, 土岐市史編纂委員会, 1970, 443~454頁。このなかには妻木城の修理に関する文書など妻木家頼宛に家康が出した文書が2通掲載さ

れている。

- 31) 『新訂寛政重修諸家譜 第5』, 前掲28) 278~286頁。
- 32) 伊藤寿和「中世東国の「堀之内」群に関する歴史地理学的研究－北関東を事例として－」, 歴史地理学40-1, 1998, 63~80頁。なお, 伊藤論文では堀之内を城館, 寺院, 宿, 市と区別してとらえている。本稿でも堀之内と宿, 市とは区別して考えるが, 城館, 寺院に関しては堀之内に含まれるもの, または堀之内に関連するものとして考える。
- 33) 『土岐市史1』, 前掲30) 430~433頁。「尾州東春日井郡内津山妙見寺由来書」, 慶長18(1613)年。
- 34) 「紀州妻木文書」, 妻木八幡神社蔵。
- 35) 『岐阜県土岐郡妻木町史』, 前掲12) 188~202頁。なお, 具体的な場所比定は筆者の聞き取りによる。
- 36) 東山道彦『恵那山をめぐる歴史と伝説』, 岐阜郷土出版社, 1988, 290~295頁。
- 37) 筆者聞き取りによる。なお, 両氏とも昭和初期まで庄屋をしており, 日東氏は今でも新町に居住している。
- 38) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会・竹内理三編『角川日本地名大辞典23 愛知県』, 角川書店, 1989, 1693頁。なお瀬戸山離散の原因については戦災の回避や資源の枯渇などの諸説がある(加藤瑛二「瀬戸山離散説と陶業集落の立地」, 立命館大学地理学同友会編『地表空間の組織』, 古今書院, 1981, 367~376頁)。
- 39) 榎崎彰一編『東海考古の旅－東西文化の接点』, 毎日新聞社, 1989, 232~241頁。施釉陶器とは釉薬の施された陶器のことをい
い, 「古瀬戸」は中世日本で唯一の施釉陶器であったといわれている。
- 40) 土岐市埋蔵文化センターの窯跡の分布調査および, 同センターへの聞き取りによる。
- 41) 『東海考古の旅－東西文化の接点』, 前掲39) 232~234頁。
- 42) 土岐市史編纂委員会編『土岐市史2』, 土岐市史編纂委員会, 1971, 387~389頁。
- 43) 登窯とは窯の室数(間数)が10~20ほどある連房式の窯であり, 従来の窯より燃料が少なくすむという利点があった。なお従来の窯は「窄窯(あながま)」(15世紀以前)「大窯(おおがま)」(16世紀後期)といわれる単房式の窯であった。桃山期に茶陶として重宝された織部焼は東濃に導入された登窯によって焼成されている。
- 44) 美濃古窯研究会編『美濃の古陶』, 光琳社, 1976, 81~82頁。
- 45) 土岐市美濃陶磁歴史館編『土岐市の文化財』, 土岐市教育委員会, 1993, 17~18頁。
- 46) 高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編『新訂寛政重修諸家譜 第11』, 続群書類従完成会, 1980, 42~43頁。なお, 寺澤氏の出自は尾張国であり, 妻木氏とは尾張在住時より関係のあったものと思われる。
- 47) 『岐阜県土岐郡妻木町史』, 前掲12) 63~75頁。
- 48) 『土岐市史2』, 前掲42) 494頁。
- 49) 『土岐市の文化財』, 前掲45) 44~46頁, 78頁。
- 50) 笠原町『笠原町史その四 笠原の焼物』, 笠原町, 1991, 236~237頁。
- 51) 土岐市埋蔵文化センターの窯跡の分布調査および, 同センターへの聞き取りによる。